

天智の定めた「不改常典」と「法」

大町 健

はじめに

前稿「違勅罪の成立と不改常典・和同開珎^①」において、違勅罪との関連で「不改常典」にも言及し、和銅年間に天皇の意思に違反することを罰する違勅罪が成立することと、それに先立つ元明即位宣命において天皇の意思による讓位^②である「不改常典」が登場することとの関連を論じた。

改めて「不改常典」そのものについて検討しようとするとき、「不改常典」と同じく天智によって定められたとされる「法」が桓武即位宣命において登場することが問題となる。「不改常典」と「法」をめぐる学説の研究史^③においては、次の点が論点とされてきた。

①皇位繼承法か非皇位繼承法か、皇位繼承法とする場合には直系(嫡系)繼承法・皇太子制・天皇意思による讓位か、非皇位繼承法とすれば近江令・大宝令・其の他か。②天智が定めたのか天智に仮託されたか。③「不改常典の法」と「法」は同じものか、である。

これらの諸点について明確な論理を展開するのは早川庄八氏^④である。氏の議論を手がかりに、以下天智の定めた「不改常典」と「法」

について検討していきたい。まず氏の議論は、①天智が定めた「法」が登場する桓武の即位宣命は、以後ながく歴代天皇の即位宣命の模範とされ踏襲された。②天智の初め定めた「法」は繼承の事実からして直系の繼承法でも嫡系の繼承法でもない。③他の即位宣命と違い光孝の即位宣命は、天皇位は天智の初め定めて「法」であるとし、この即位宣命は他に比して特異ではあるが、このような書きかえが可能であったのは「法」が、天皇位そのもの、あるいはそのありかた、その位置づけのうちのいずれかまたはすべてについて定めたものであったことによる。④「法」は、桓武以降の天皇はみずからの王統を天智を宗祖とし光仁を始祖としており、種々な面から八世紀的なもの、天武系的なものを払拭しようとしていた。八世紀の天武系の諸天皇は、その權威と権力の基盤を、律令法によって絶対化された専制君主としての地位に求めるとともに、いまだに畿内政權の首長すなわち大王としての地位にこれを求めていた。天智系の諸天皇は、後者を払拭し、前者のみに自己の権力と権力の基盤をおこうとしたことなどからして、「近江令」であったとすべきである。⑤天武系の諸天皇の即位宣命な

どにあらわれる天智の「不改常典」の「法」は、天武―草壁―文武―聖武―孝謙の天武直系の皇位継承法と考えられる。というものである。

氏の議論は極めて論理が明確であり、これまでの議論の重要な前提の一つである。しかし具体的な即位宣命の内容とは齟齬する点があると考えられる。早川氏の議論の検討を通じて、天智の定めた「不改常典」と「法」について明らかにすることが本稿の課題である。

第一章 桓武即位宣命と王統

天智の定めた「法」は、天武系的なものを扨拭しようとするところから登場するのであろうか、また天智を宗祖とし光仁を始祖とする王統を意識するものであろうか。淳仁・光仁・桓武の即位宣命を比較してみよう。

○淳仁即位宣命〔続日本紀〕天平宝字二年(七五八)八月庚子朔条
明神大八洲所知天皇詔旨〔良麻止〕宣勅親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣。掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高御座之業
〔乎〕拙劣朕〔尔〕被賜〔弓〕仕奉〔止〕仰賜〔比〕授賜〔閉波〕頂〔尔〕受賜〔利〕恐〔美〕受賜〔利〕懼進〔母〕不知〔尔〕退〔母〕不知〔尔〕恐〔美〕坐〔久止〕宣天皇勅衆聞食宣。然皇坐〔弓〕天下治賜君者賢人〔乃〕能臣〔乎〕得〔弓之〕天下〔乎波〕平〔久〕安〔久〕治物〔尔〕在〔良之止奈母〕聞行〔須〕。故是以大命坐

宣〔久〕。朕雖拙弱。親王始〔弓〕王臣等〔乃〕相穴〔奈比〕奉〔利〕相扶奉〔牟〕事依〔弓之〕此之仰賜〔比〕授賜〔夫〕食国天下之政者平〔久〕安〔久〕仕奉〔倍之止奈母〕所念行〔須〕。是以無諂欺之心以忠赤之誠食国天下之政者衆助仕奉〔止〕宣天皇勅衆聞食宣。辞別宣〔久〕。仕奉人等中〔尔〕自何仕奉状隨〔弓〕一二入等冠位上賜〔比〕治賜〔夫〕。百官職事已上及大神宮〔乎〕始〔弓〕諸社禰宜祝〔尔〕大御物賜〔夫〕。僧綱始〔弓〕諸寺師位僧尼等〔尔〕物布施賜〔夫〕。又百官司〔乃〕人等諸国兵士鎮兵伝駄戸等今年田租免賜〔久止〕宣天皇勅衆聞食宣。

○光仁即位宣命〔続日本紀〕宝龜元年(七七〇)十月己丑朔条
天皇詔旨勅命〔乎〕親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣。掛〔母〕恐〔伎〕奈良宮御宇倭根子天皇去八月〔尔〕此食国天下之業〔乎〕拙劣朕〔尔〕被賜而仕奉〔止〕負賜授賜〔伎〕勅天皇詔旨〔乎〕頂〔尔〕受被賜恐〔美〕受被賜懼進〔母〕不知〔尔〕退不知〔尔〕恐〔美〕坐〔久止〕勅命〔乎〕衆聞宣。然此〔乃〕天日嗣高御座之業者天坐神地坐神〔乃〕相宇豆〔奈比〕奉相扶奉事〔尔〕依〔弓志〕此座者平安御坐〔弓〕天下者所知物〔尔〕在〔良之〕止奈母所念行〔須〕。又皇坐而天下治賜君者賢臣能人〔乎〕得而〔志〕天下〔乎波〕平安治物〔尔〕在〔良志止奈母〕聞看行〔須〕。故是以大命坐勅〔久〕。朕雖拙弱親王始而王臣等〔乃〕相穴〔奈比〕奉相扶奉〔牟〕事〔尔〕依而〔志〕此之負賜授賜食国天下之政者平安仕奉〔止奈母〕所念行〔須〕。故是以衆淨明心正直言以而食国政奏〔比〕天下公民〔乎〕

惠治（倍之止奈母）所念行（須止）勅天皇命衆聞食宣。辞別詔。
 今年八月五日肥後国葦北郡人日奉部広主壳猷白亀。又同月十七日
 同国益城郡人山稻主猷白亀。此則並合大瑞。故天地貺大瑞者受被
 賜歎受被賜可貴物（尔）在。是以改神護景雲四年爲宝亀元年。又
 仕奉人等中（尔）志何仕奉狀隨（弓）二人等冠位上賜（比）治賜（布）。
 又大赦天下。又天下六位已下有位人等給位一階。大神宮始（弓）
 諸社之禰宜等給位一階。又僧綱始（弓）諸寺師位僧尼等（尔）御
 物布施賜（布）。又高年人等養賜。又困乏人等惠賜（布）。又孝義
 有人等其事免賜。又今年天下田租免賜（久止）宣天皇勅衆聞食宣。
 ○桓武即位宣命（『統日本紀』天応元年（七八一）四月癸卯条）
 明神（止）大八洲所知天皇詔旨（良万止）宣勅親王諸王百官人等
 天下公民衆聞食宣。挂畏現神坐倭根子天皇（我）皇此天日嗣高座
 之業（乎）掛畏近江大津（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）勅
 賜（比）定賜（部流）法隨（尔）被賜（弓）仕奉（止）仰賜（比）
 授賜（閉婆）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）懼進（母）
 不知（尔）退（母）不知（尔）恐（美）坐（久止）宣天皇勅衆聞
 食宣。然皇坐（弓）天下治賜君者賢人（乃）能臣（乎）得（弓）之
 天下（乎）婆平（久）安（久）治物（尔）在（良之止）奈母聞行（須）。
 故是以大命坐宣（久）。朕雖拙劣親王始（弓）王臣等（乃）相穴
 （奈比）奉（利）相扶（牟）事依（弓）之。此之仰賜（比）授賜（夫）
 食国天下之政者平（久）安（久）仕奉（倍之止奈母）所念行。是
 以無諂欺之心以忠明之誠天皇朝廷（乃）立賜（部流）食国天下之

政者衆助仕奉（止）宣天皇勅衆聞食宣。辞別宣（久）。朕一人（乃）
 未也）慶（之岐）貴（岐）御命受賜（牟）。凡人子（乃）蒙福（麻
 久）欲爲（流）事（波）於夜（乃）多米（尔止）奈母聞行（須）。
 故是以朕親母高野夫人（乎）稱皇太夫人（弓）冠位上奉（利）治
 奉（流）。又仕奉人等中（尔）自何仕奉狀隨（弓）二人等冠位
 上賜（比）治賜（夫）。又大神宮（乎）始（弓）諸社禰宜祝等（尔）
 給位一階。又僧綱（乎）始（弓）諸寺智行人及年八十已上僧尼等（尔）
 物布施賜（夫）。又高年窮乏孝義人等治賜養賜（夫）。又天下今年
 田租免賜（久止）宣天皇勅衆聞食宣。

部分が共通する部分である。一見して、桓武即位宣命は、
 光仁即位宣命よりも、淳仁即位宣命に共通点をもっていたことは
 明らかである。桓武即位宣命における天智の定めた「法」が、天
 智の顕彰を意図したものであったかもしれないが、桓武即位宣命
 （さらにそれを継承する桓武以降の天皇）は、早川氏の想定とは
 違って、桓武の王統の始祖である光仁の即位宣命ではなく、天武
 系の淳仁天皇の即位宣命を前提としていたことになる。八木充氏
 によれば、淳仁の即位宣命は、以後のその一種の規範的な位置
 を占め、内容的に宣命文の固定化をもたらす端緒となったとされ
 ている。

桓武が天智系皇統を志向した表れとされるものに光仁の改葬が
 ある。延暦五年（七八六）一〇月に、桓武は光仁を、最初に埋葬
 した後佐保山陵ともよばれ聖武や光明皇后が眠る佐保山中にある

広岡山陵から、光仁の父施基親王の墓がある田原へ改葬した。⁽⁷⁾ 桓武即位から五年後のことであり、この改葬が天智系皇統を意識したものであるとしても、天応二年（七八二）閏正月の氷上川継謀反事件という天武系皇統の肅正の政治闘争を経ておこなわれたものである。桓武が光仁をまずは後佐保山陵に葬ったことからしても、桓武即位時の宣命に天武系皇統からの決別を見ようとする点に無理があるのではないであろうか。桓武即位宣命が淳仁即位宣命を前提としている以上、天武系・天智系を問題にすることに意味があるであろうか。淳仁即位宣命が即位宣命定式化の出発になることの意味を問うことが必要であろう。

第二章 即位宣命の定式化と讓位宣命

即位宣命が定式化されるのは、讓位宣命が登場し、新天皇の正統性が讓位宣命によって担保されていたゆえであるとされる。⁽⁸⁾ さらに桓武即位にあたって讓位と即位の宣命宣讀が別の日に行われ、桓武における讓位宣命の登場がその後の讓位儀の先蹤となった可能性が高いとされている。⁽⁹⁾ 讓位宣命は、淳仁即位時の孝謙讓位宣命（『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月庚子朔条）に遡る。⁽¹⁰⁾ 「高野天皇禪位於皇太子。詔曰。」と、即位宣命とは別の宣命として、『続日本紀』に所収されている。同日条の淳仁即位宣命は、「是日。皇太子受禪即天皇位於大極殿。詔曰。」としている。『大日本古文書』四ノ二八五頁に所収された孝謙讓位宣命には「内

召 五位以上 宣命」とあり、大極殿で宣せられた淳仁即位宣命とは全く別に、五位以上の貴族に宣告された宣命である。

孝謙即位時においても聖武讓位宣命が孝謙即位宣命とは別に出了れたとする見解もある。⁽¹¹⁾ 孝謙即位宣命（『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）七月甲午条）は、以下の様である

皇太子受禪即位於大極殿。詔曰。

現神（止）御宇倭根子天皇（可）御命（良麻止）宣御命（乎）衆聞食宣。高天原神積坐皇親神魯棄神魯美命以吾孫（乃）命（乃）将知食国天下（止）言依奉（乃）隨遠皇祖御世始（而）天皇御世御世聞看来食国天（ツ）日嗣高御座（乃）業（止奈母）隨神所念行（佐久止）勅天皇（我）御命（乎）衆聞食勅。平城（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）詔（之久）。挂畏近江大津（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）不改（自）常典（等）初賜（比）定賜（部流）法隨斯天日嗣高御座（乃）業者御命（尔）坐（世）伊夜嗣（尔）奈賀御命聞看（止）勅（夫）御命（乎）畏自物受賜（理）坐（天）食国天下（乎）惠賜（比）治賜（布）間（尔）万機密（久）多（久志天）御身不敢賜有（礼）隨法天日嗣高御座（乃）業者朕子王（尔）授賜（止）勅天皇御命（乎）親王等王等臣等百官人等天下（乃）公民衆聞食宣。

又天皇御命（良末止）勅命（乎）衆聞食宣。挂畏我皇天天皇斯天（川）日嗣高御座（乃）業（乎）受賜（弓）仕奉（止）負賜（閑）頂（尔）受賜（理）恐（末里）進（毛）不知退（毛）不知（尔）恐（美）坐（久

止)宣天皇御命(乎)衆聞食勅。故是以御命坐勅(久)。朕者拙劣雖在親王等(乎)始而王等臣等諸天皇朝廷立賜(部留)食国(乃)政(乎)戴持而明淨心以誤落言無助仕奉(尔)依(弓之)。天下者平(久)安(久)治賜(比)惠賜(布閑支)物(尔)有(止奈毛)神隨所念坐(久止)勅天皇御命(乎)衆聞食宣。

『続日本紀』の地の文に「皇太子受禪即位於大極殿。詔曰」とあるように、前半の聖武讓位宣命も孝謙即位宣命に引用されていると考えるべきであろう。

文武即位宣命(『続日本紀』文武元年(六九七)八月庚辰条)における持統の讓位の意味は、「現御神(止)大八嶋国所知倭根子天皇命。授賜(比)負賜(布)貴(支)高(支)広(支)厚(支)大命(乎)」とその事実が述べられるだけであった。元明即位宣命(『続日本紀』慶雲四年(七〇七)七月壬子条)においては、「我王朕子天皇(乃)詔(豆羅久)。朕御身旁坐故暇間得而御病欲治。此(乃)天(豆)日嗣之位」と文武の生の言葉が登場する。

聖武即位宣命(『続日本紀』神龜元年(七二四)二月甲午条)では、「大八嶋国所知倭根子天皇(乃)大命(尔)坐詔(久)。此食国天下者掛畏(岐)藤原宮(尔)天下所知美麻斯(乃)父(止)坐天皇(乃)美麻斯(尔)賜(志)天下之業(止)や「可久賜時(尔)美麻斯親王(乃)齡(乃)弱(尔)荷重(波)不堪(自加止)所念坐而皇祖母坐(志々)掛畏(岐)我皇天皇(尔)授奉(岐)。依此而是平城大宮(尔)現御神(止)坐而大八嶋国所知而

靈龜元年(尔)此(乃)天日嗣高御座之業食国天下之政(乎)朕(尔)授賜讓賜而教賜詔賜(都良久)。挂畏淡海大津宮御宇倭根子天皇(乃)万世(尔)不改常典(止)立賜數賜(閑魯)隨法後遂者我子(尔)佐太加(尔)牟俱佐加(尔)無過事授賜(止)負賜詔賜(比志尔)坐間(尔)去年九月天地貺大瑞物顯來(理)。又四方食国(乃)年実豊(尔)牟俱佐加(尔)得在(止)見賜而隨神(母)所念行(尔)于都斯(久母)皇朕(賀)御世当顯在見(魯)物(尔)者不在。今將嗣座御世名(乎)記而応来顯在来(留)物(尔)在(良志止)所念坐而。今神龜二字御世(乃)年名(止)定(氏)改養老八年爲神龜元年而天日嗣高御座食国天下之業(乎)吾子美麻斯王(尔)授賜讓賜(止)」と前天皇元正の言葉が即位宣命の大きな部分を占める。

文武即位宣命では前天皇の讓位の意思の事実が、元明即位宣命及び聖武即位宣命では、前天皇の生の声が即位宣命に登場し、孝謙即位宣命では前天皇の宣命がそのまま引用されていると考えられる。

しかし前天皇の意思はあくまで、新天皇に伝えられ、新天皇の即位宣命に引用された形で公表されていた。これに対して、孝謙讓位が新天皇ではなく貴族に宣告されたことの意味は大きいであろう。天皇の讓位の意思が客体化され、法制化されるからである。讓位が、前天皇と新天皇の直接的な関係ではなく、五位以上の貴族を媒介とした制度としての国家的儀式に編成されていく

のである。⁽¹²⁾ 淳仁即位宣命が宣命の定式化は出発点となるのは、天皇の讓位・即位が国家的な儀式のなかに定式化されていたことによると考えられるのである。

第三章 天智の定めた「法」の登場

宣命の定式化の重要な要素は天智が定めた「法」である。天智が定めた「法」が最初に登場するのは桓武即位宣命である。

掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高座之業（乎）掛畏近江大津（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）勅賜（比）定賜（部流）法隨（尔）被賜（弓）仕奉（止）仰賜（比）授賜（閉婆）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）懼進（母）不知（尔）退（母）不知（尔）恐（美）坐（久止）宣天皇勅衆聞食宣。

この部分を淳仁即位宣命、光仁即位宣命と比較すれば、

淳仁即位宣命は、
掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高御座之業（乎）拙劣朕（尔）被賜（弓）仕奉（止）仰賜（比）授賜（閉波）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）懼進（母）不知（尔）退（母）不知（尔）恐（美）坐（久止）宣天皇勅衆聞食宣。

光仁即位宣命は、

掛（母）恐（伎）奈良宮御宇倭根子天皇去八月（尔）此食国天下之業（乎）拙劣朕（尔）被賜而仕奉（止）負賜授賜（伎）勅天皇詔旨（乎）頂（尔）受被賜恐（美）受被賜懼進（母）不知（尔）

退不知（尔）恐（美）坐（久止）勅命（乎）衆聞宣。

である。先に見たように、桓武即位宣命は光仁即位宣命よりも、淳仁即位宣命を前提にしているのではあるが、桓武即位宣命における「掛畏近江大津（乃）宮（尔）御宇（之）天皇（乃）勅賜（比）定賜（部流）法隨（尔）」は、淳仁即位宣命・光仁即位宣命の「拙劣朕（尔）」の代わりに挿入されていることになる。

淳仁即位宣命・光仁即位宣命が「拙劣朕（尔）」とあるのだから、前天皇の「仰賜（比）」の内容、「被賜（弓）仕奉（止）」は、「天日嗣高座之業（乎）」即ち天皇の位を自分に賜って仕え奉れということになる。淳仁即位宣命のこの部分は「孝謙天皇が天つ日嗣高御座の業を微力で愚かな私に賜り仕え奉れと命ぜられ懼れ畏まっているという天皇の勅を聞け」という意味であり、光仁即位宣命は「称徳天皇が去る八月にこの食国天下の業を微力で愚かな私に賜り仕え奉れと命ぜられ懼れ畏まっているという勅を聞け」という意味であろう。

これを前提にして桓武即位宣命は、「光仁天皇が、天つ日嗣高御座の業を天智天皇が定めた法の隨に賜り仕え奉れと命ぜられ懼れ畏まっているという勅を聞け」とするのである。天皇の位を天智が定めた法に従って桓武に賜うということなのであるから、少なくとも桓武即位宣命における天智が定めた「法」とは、早川氏の想定とは相違して、皇位継承に関わると考えることの方が自然であろう。

早川氏が天智の定めた「法」を皇位継承法ではなく、近江令とする根拠の一つは、光孝即位宣命(『三代実録』元慶八年(八八四)二月廿三甲寅条)である。光孝即位宣命における天智の定めた「法」の含まれる部分は、

掛畏(岐)平安宮(尔)御宇(之)倭根子天皇(我)天津日嗣高座(乃)業(波)掛畏近江大津宮(尔)御宇(世之)天皇(乃)初賜(比)定賜(倍留)法(奈利)。朕以薄徳(天)忝(久)百辟卿士(乃)樂推之請(尔)当(天)恐(美)懼(利)進(母)不知(尔)退(母)不知(尔)、恐(美)坐(久止)宣天皇勅(乎)衆聞食(止)宣。であり、「天津日嗣高座(乃)業」すなわち天皇の位は、天智が定めた「法(奈利)」としている。この意味は「陽成天皇が天津日嗣高座の業は天智天皇が定めた法であるとした。私は薄徳であるにも忝く、多くの王卿士が私を推しているのに、懼れ畏まっているという勅を聞け」である。他の天皇の即位宣命に比して特異であるのは、光孝即位が王卿士の「樂推之請(尔)」によることである。陽成讓位宣命(『三代実録』元慶八年(八八四)二月四日乙未条)は以下の通りである。

(1)現神(止)大八洲御宇日本根子天皇(加)御命(良万止)宣御命(乎)、親王等王等臣等百官人天下公民衆聞給(止)宣。
 (2)食国(乃)政(乎)永遠聞食(倍喜乎)、御病時々発(己止)有(天)、万機滞(己止)久成(奴)。天神地祇之祭(己毛)闕怠(己止)有(奈牟加止)、危(美)畏(利)念(保之天)、天皇位(乎)讓遜給(天)、

別宮(尔)遷御坐(奴止)宣御命(乎)、親王等大臣等聞給(部)
 (3)承給(天)、恐(美)畏(母)国典(尔)准(天)、太上天皇之尊号(乎)進(留)。

(4)又皇位(波)一日(母)不加曠。一品式部卿親王(波)諸親王中(尔)貫首(尔毛)御坐。又前代(尔)無太子時(尔波)、如此老徳(乎)立奉之例在。加以御齡(母)長給(比)、御心(母)正直(久)慈厚(久)慎深御坐(天)、四朝(尔)佐仕給(天)政道(乎母)熟給(利)。百官人天下公民(末天尔)謳歌所帰咸無異望。故是以天皇璽綬(乎)奉(天)、天日繼位(尔)定奉(良久止)、親王等王等臣等百官人天下公民衆聞給(部止)宣。

(2)の部分で陽成天皇が天皇の位を「讓遜給(天)」と譲り遜(さけ)たとしているが、『三代実録』の地の文では「所願、速遜此位焉」としていることからして、陽成天皇宣命の趣旨は退位にあったとすべきであろう。

(4)で光孝への讓位が語られるのであるが、その前の(3)の部分は陽成に「太上天皇之尊号(乎)進(留)」とするのであるから、ここで主体は陽成ではなく親王、大臣等に転換していると考えられる。(4)で主体は陽成に戻ったのであろうか。「御坐」「奉(天)」、「定奉(良久止)」と光孝に対して敬語を用いており、また光孝即位宣命が「朕以薄徳(天)忝(久)百辟卿士(乃)樂推之請(尔)当(天)」としているように、光孝擁立の主体は親王、大臣等であって、陽成は退位はしたが、光孝への讓位は認めていないと考えられる。⁽¹³⁾

このことから他の天皇の即位宣命にみられる「仕奉（止）仰賜（比）授賜（閉婆）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）」の表現を避けざるを得なかったと考えられるのである。早川氏は、「天皇の位は天智の定めた法である」という言い換えが可能であるのは、「法」が、天皇位そのもの、あるいはそのありかた、その位置づけのうちのいずれかまたはすべてについて定めたものであったことによるとすべきとする。しかし、「陽成天皇が天津日嗣高座の業は天智天皇が定めた法であるとした。」という文は、文意が通っているであろうか。言い換えができていたと言いがたいのではないであろうか。「天智の定めた法」について早川氏が、天皇位そのもの、あるいはそのありかた、その位置づけのうちのいずれかまたはすべてについて定めたものという曖昧な定義しかできなかつたのもこのことによるであろう。であるから光孝即位宣命は定着せず、もとの表現に戻ったとすべきではないであろうか。

言い換えが可能であったということより、従来の表現ができなかつたことの理由を考えるべきであつて、天智の法が「仕奉（止）仰賜（比）授賜（閉婆）頂（尔）受賜（利）恐（美）受賜（利）」と結びついていいたからと考えるべきではなからうか。光孝即位宣命がそれまでの即位宣命の表現を避けなければならなかつたのは、前天皇の譲位を受けられなかつたことによるとするならば、天智の法とは、前天皇の意思による譲位を意味していると考えられるべきであろう⁽¹⁴⁾。とするならば、桓武即位宣命で登場した「天智の

定めた法」とは、前天皇の意思による譲位という点では、元明即位宣命に登場した「天智の定めた不改常典としての法」と同じものであつたとすべきであろう。

第四章 皇位継承法における天智の定めた「法」と皇太子制

それでは桓武即位宣命に登場した「天智の定めた法」と元明即位宣命に登場する「天智の定めた不改常典の法」は、同じものなのであろうか。同じであればなぜ桓武以降「不改常典」という語句がつかわれないのであろうか。

桓武即位宣命が前提とした淳仁即位宣命には、孝謙即位宣命にあつた「天智の定めた不改常典としての法」が登場しない。ここで注目すべきは、淳仁即位にあつて孝謙讓位宣命が「日嗣（止）定賜（弊流）皇太子（尔）授賜（久止）」と皇太子へ讓位するとしていることである。聖武天皇も皇太子として即位したはずであるが、聖武即位宣命に引用された元正への元明の言葉では「隨法後遂者我子（尔）佐太加（尔）牟俱佐加（尔）無過事授賜（止）」、元正の言葉では「吾子美麻斯王（尔）授賜讓賜（止）」とされ、また孝謙即位宣命中の聖武讓位文言でも、「隨法天日嗣高御座（乃）業者朕子王（尔）授賜（止）」とされ、皇太子への讓位とはされていないのである。

さらに注目すべきは「不改常典の法」による皇位継承において、

「讓」という語が使われていることである。⁽¹⁵⁾ 聖武即位宣命において、元正の言として元明から元正への讓位が「授賜讓賜」と、そして元正から聖武への讓位が「授賜讓賜(止)」と「讓」という表現が使われている。さらに元明即位宣命においても、「我王朕子天皇(乃)詔(豆羅久)。朕御身勞坐故暇間得而御病欲治。此(乃)天(豆)日嗣之位者大命(尔)坐(世)大坐々而治可賜(止)讓賜命(乎)受被坐賜而答曰(豆羅久)。朕者不堪(止)辭白而受不坐在間(尔)。遍多(久)日重而讓賜(倍婆)勞(美)威(美。)」と、文武から元明への讓位にも「讓」という表現が使われている。元明即位宣命や聖武即位宣命のなかで「讓」が使われるのはなぜであろうか。「讓」は文武↓元明↓元正↓聖武の皇位繼承において、さらに元正・元明の言葉の中に登場する。元明即位宣命において、元明は文武を「我王朕子天皇」と、聖武即位宣命に引かれた元明の詔では聖武を「我子」、聖武讓位宣命では孝謙を「朕子王」と呼ぶような人格的な関係を前提としていた。前稿で述べた様に「不改常典」の「法」は、これらの前天皇の意思による人格的な皇位繼承を意味し、「讓」もそのことを表すために使用されたとすべきであろう。「讓」とともに「不改常典の法」も、元明とそれを繼承する元正のみが語り、その後の天皇に繼承されることはなかった。⁽¹⁶⁾

淳仁の即位において「不改常典の法」が登場しないのは、孝謙から淳仁への讓位がそうした人格的な関係ではなく、皇太子制と

いう制度によるものであったことによるであろう。ここで注目すべきは称徳から光仁への繼承に関する称徳遺詔(『続日本紀』宝龜元年(七七〇)八月癸巳条)である。

今詔(久)事卒然(尔)有依(天)諸臣等議(天)。白壁王(波)諸王(能)中(尔)年齒(毛)長(奈利)。又先帝(能)功(毛)在故(尔)太子(止)定(テ)奏(流)麻(仁)麻(尔)定給(布止)勅(久止)宣。

ここでは、「事が突然であるので、諸臣がはかつて、白壁王は諸王のなかでも年齢が上で、先帝の功もあるので、皇太子と定めて、奏上する通りに、定めた」とある。柳沼千枝氏が指摘するように、天皇死去による大権保持者喪失という状況を考えれば、法制上制限された権限しかもたない皇太子として擁立するよりも、むしろ元明即位時のような方法を取るほうが適格的とさえいえよう。それにもかかわらず白壁が立太子という手続きを踏んだのは、いわゆるごとく皇太子制の確立により、今や皇太子を踐むことが皇位繼承に必須の条件になったためと考えられるのである。前天皇の死にあたって皇位繼承するとき、文武から元明では遺詔によって元明が即位したのに対して、称徳から光仁では立太子が前提とされたのである。

さらに光仁から桓武への皇位繼承にあっても、皇太子制が問題になる。他戸親王立太子宣命(『続日本紀』宝龜二年(七七二)正月辛巳条)では、

隨法〈尔〉皇后御子他戸親王立爲皇太子。故此状悟〈弓〉百官人等仕奉詔天皇御命諸聞食〈止〉宣。

とされ、さらに他戸親王が廢太子された後の山部親王の立太子宣命(『続日本紀』宝龜四年(七七三)正月戊寅条)においても、

隨法〈尔〉可有〈伎〉政〈止志弓〉山部親王立而皇太子〈止〉定賜〈布〉。故此之状悟〈天〉百官人等仕奉〈礼止〉詔天皇勅命〈乎〉衆聞食宣

と立太子において「隨法」が登場する。⁽¹⁸⁾

桓武天皇即位宣命における「掛畏近江大津〈乃〉宮〈尔〉御宇〈之〉天皇〈乃〉勅賜〈比〉定賜〈部流〉法隨〈尔〉被賜〈弓〉仕奉〈止〉」は、文脈から言えば光仁天皇の言葉であるが、早川氏は天智系の皇統を意識した桓武の意思によるものであるとする。しかし桓武即位時において、天智系の皇統が表明されるはずの無いことは先に述べたとおりである。桓武即位宣命における「天智の定めた法の隨に」とは、光仁天皇下の立太子における「法の隨に」を前提としていたとすべきであろう。⁽¹⁹⁾「天智天皇の定めた法」とは皇太子制による皇位継承を意味したのであって、「不改常典の法」とは区別されなければならない。立太子においても天皇の意思が前提となっているが、それが「法のままに」「法のままの政として」とあることが重要であり、皇太子制を通じて法という天皇の個別の意思とは区別される非人格的な法、「国家意思」にもとづくことが表明されているのである。⁽²⁰⁾

第五章 天皇の「仕奉」

天皇即位が法にもとづく意識されるようになることと関連するのは即位宣命の「仕奉」である。「仕奉」とは吉村武彦氏⁽²²⁾が指摘するように、化内・化外を問わず、王・官人・百姓や蕃国王・隼人・蝦夷が王権と仕奉ないし奉事の關係でつながっており、化内の場合には、始祖とのマナの継承を通じて、その職掌を氏の名とともに天皇の世々受け継いでいく仕組みを指すとされ、天皇への仕奉が問題にされてきた。

淳仁即位宣命以降、前天皇からの讓位にあたって「掛畏現神坐倭根子天皇我皇此天日嗣高御座之業〈乎〉拙劣朕〈尔〉被賜〈弓〉仕奉〈止〉仰賜〈比〉」とされる。この「仕奉」は、前天皇が次代の天皇に対して「仕奉」せよとしているのであるから、天皇自身「仕奉」と考えるべきであろう。⁽²³⁾桓武即位宣命においても「掛畏現神坐倭根子天皇〈我〉皇此天日嗣高座之業〈乎〉掛畏近江大津〈乃〉宮〈尔〉御宇〈之〉天皇〈乃〉勅賜〈比〉定賜〈部流〉法隨〈尔〉被賜〈弓〉仕奉〈止〉仰賜〈比〉」とされている。この「仕奉」は前天皇が次代の天皇に「仕奉」せよと命じているのであるから、「仕奉」の対象は前天皇であるかのように見える。しかし、桓武即位宣命の別の部分の

然皇坐〈弓〉天下治賜君者賢人〈乃〉能臣〈乎〉得〈弓之〉天下
 〈乎婆〉平〈久〉安〈久〉治物〈尔〉在〈良之止〉奈母聞行〈須〉。

故是以大命坐宣(久)。朕雖拙劣親王始(弓)王臣等(乃)相穴(奈比)奉(利)相扶(牟)事依(弓之)此之仰賜(比)授賜(夫)食国天下之政者平(久)安(久)仕奉(倍之止奈母)所念行。是以無諂欺之心以忠明之誠天皇朝廷(乃)立賜(部流)食国天下之政者衆助仕奉(止)宣天皇勅衆聞食宣。

の「天皇朝廷(乃)立賜(部流)食国天下之政者衆助仕奉(止)」の「仕奉」は臣下が天皇に仕奉しているのであるが、「食国天下之政者平(久)安(久)仕奉(倍之止奈母)」は食国天下の政が平安に「仕奉」するようにするとある。この「仕奉」は天皇としての行為を指すとすべきであろう。同じ宣命中に使われているのであるから両者には共通性があるはずである。官人・百姓の仕奉は、天皇に仕奉することによって、己の職位を果たすことであるとされる。天皇の仕奉もその延長上に、天皇としての役割を果たすこととすべきであろう。

岡田精司氏⁽²⁴⁾によれば、「食国」とは狭義には天皇に「稲米によって服属儀礼を行う国々」を意味し、それが拡大して「天皇の支配領域全体」を指し、八世紀の用法は天皇の統治する国の意であるとされる。さらに柴田博子氏⁽²⁵⁾によれば、天皇の統治する国とは、当代の天皇だけではなく、むしろ父祖の諸天皇が統治してきた国であり、加えて当代の天皇も統治する国という意味ととらえるべきとする。まさに「食国天下之政」は、「此之仰賜(比)授賜(夫)」ものなのである。

もう一つの天皇の「仕奉」である天智の定めた「法隨(尔)被賜(弓)仕奉(止)」は、前代の天皇から天皇位を賜り、天皇として役割を果たせと、前天皇が「仰賜(比)授賜」のことであり、この「仕奉」も、「食国天下之政」を平安に「仕奉」ると同じなのである。淳和立太子宣命(『日本後紀』弘仁元年(八一〇)九月庚戌条)では、

食国之法(止)定賜(比)行賜(閉留)因法隨(尔)。中務卿諱(乎)立而皇太弟(止)定賜(布)。

とされ、惟仁親王立太子宣命(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)十一月戊戌条)では、

随法(尔)可有(岐)政(止志天)。惟仁親王(乎)立而皇太子(止)定賜(布)。

であるが、その山陵告文(『文徳実録』嘉祥三年(八五〇)十一月癸卯条)

食国(乃)法(止)。定賜(比)行賜(倍留)法隨(尔)可有(岐)政(止之天)。惟仁親王(乎)立(天)皇太子(止)定賜(布)。

とされている。法の随にあるべき政として皇太子として定めるといふ、法とは食国法として定め賜える法である。

天智の定めた「法」と「食国之政」という天皇の「仕奉」にかかわる二つの要素は、元明即位宣命の「不改常典」に見られるものである。

関(母)威(岐)藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月(尔)。此食国

天下之業（乎）日並所知皇太子之嫡子。今御宇（豆留）天皇（尔）授賜而並坐而。此天下（乎）治賜（比）諸賜（岐）。是者闕（母）威（岐）近江大津宮御宇大倭根子天皇（乃）与天地共長与日月共遠不改常典（止）立賜（比）敷賜（霸留）法（乎）。受被賜坐而行賜事（止）衆受被賜而。恐（美）仕奉（利豆羅久止）詔命（乎）衆聞宣。

故是以親王始而。王臣百官人等（乃）淨明心以而。弥務（尔）弥結（尔）阿奈々比奉輔佐奉（牟）事（尔）依而（志）。此食国天下之政事者平長將在（止奈母）所念坐。又天地之共長遠不改常典（止）立賜（霸留）食国法（母）。傾事無（久）動事無（久）渡將去（止奈母）所念行（左久止）詔命衆聞宣。

と、前者は皇位継承法であり、後者は「食国法」であって「食国之政」にかかわる国家法と考えられることは前稿で述べたとおりである。群臣の推戴が即位の前提であった大化前代の王権から天皇の意思による皇位継承を実現するにあたっては、畿内の群臣の首長である大王から、律令法にもとづき天下公民を含む良人共同体の首長としての天皇への転化が不可欠の前提であり、二つの「不改常典」は分かちがたく結びついているのである。皇位継承と「食国天下之政」に天皇の「仕奉」が登場するのは淳仁即位宣命である。淳仁即位は先に見たように人格的な皇位継承から、法による讓位によるものであった。立太子や即位にあたって「隨法（尔）」

とされるように、「仕奉」は、天皇制が国家機構に編成され、天皇が国家秩序のなかで自らの役割を果たしていることが自覚されるときに登場するとすべきであろう。

むすび

以上本稿で論じてきた点は、①天智天皇定めた「法」が登場する桓武即位宣命は、天武系皇統である淳仁即位宣命を前提とするものであった、②讓位宣命が即位宣命から独立することによって、天皇の讓位の意思が客観化され、淳仁即位宣命以降即位宣命が固定化されることになった、③桓武即位宣命で登場した「天智の定めた法」とは、前天皇の意思による讓位という点では、元明即位宣命に登場した「天智の定めた不改常典」としての「法」と同じものであった、④桓武即位宣命における「天智の定めた法」とは、光仁天皇下の立太子における「隨法」を前提に、皇太子制による皇位継承を意味した、⑤淳仁即位宣命以降、天皇の「仕奉」が即位宣命に登場するのは、皇太子制による讓位に表れるように、天皇制が国家組織に編成され、天皇が国家秩序のなかで自らの役割を果たしていることが自覚されることによるものであった。

前稿において和銅年間に天皇の意思に違反することを罰する違勅罪が成立することと、それに先立つ元明即位宣命において天皇の意思による讓位である「不改常典」が登場することとの関連を論じた。本稿において天皇即位が前天皇の意思による讓位により

ながら、淳仁即位以降、皇太子制を前提とし、国家法によるものであり、天皇制が国家組織に編成されていったことを明らかにした。こうした変化は、先稿⁽²⁵⁾において明らかにした違勅罪が天皇の命令に違反したことを問題にしたものから、天皇の命令を正しく実行できない官人を問題にするものに変化していったことに対応するものであろう。

(成蹊大学経済学部教授)

(1) 『日本古代の国家と王権・社会』 塙書房、二〇一四年。以下前稿とは、この論文を指す。

(2) 倉住靖彦「いわゆる不改常典について」『九州歴史資料館研究論集』一、一九七五年。佐藤宗諱「元明天皇論」『古代文化』三〇一、一九七八年。仁藤敦史「聖武朝の政治と王族」『家持の争点Ⅱ』高岡市万葉歴史館、二〇〇二年。「宣命」『文字と古代日本』一、吉川弘文館、二〇〇四年。「女帝の世紀」角川書店、二〇〇六年。義江明子「古代女帝論の過去と現在」『天皇と王権を考える』7、岩波書店、二〇〇二年。「古代女帝論の転換と背景」『人民の歴史学』一六五、二〇〇五年。『県犬養橋三千代』吉川弘文館、二〇〇九年。『古代王権論』岩波書店二〇一一年。熊谷公男「即位宣命の論理と『不改常典』法」『歴史と文化』東北学院大学論集 四五、二〇一〇年。

(3) 田中卓「天智天皇の不改常典」『田中卓著作集』六、国書刊行会、一九八六年、初出一九八四年。星野良作「壬申の乱原因論と『不改常典』

法の研究史的考察」『壬申の乱原因論と『不改常典』法の解釈』『壬申の乱研究の展開』吉川弘文館、一九九七年、初出一九九〇年・一九九一年・一九九三年・一九九五年・一九九六年。中西康裕「不改常典の法」と奈良時代の皇位継承」『続日本紀と奈良朝の政変』吉川弘文館、二〇〇二年、初出二〇〇〇年など。

(4) 倉住氏論文や早川氏が強調するように、宣命に具体的に表れる「不改常典」という表現を厳密に読めば、「不改常典」という「法」があるのではなく、天智が「不改常典として定めた法」なのであって、その意味をこめて「不改常典の法」と表記しておく。

(5) 「天智の定めた『法』についての覚え書き」『天皇と古代国家』講談社二〇〇〇年、初出一九八八年。「律令国家・王朝国家における天皇」同、初出一九八七年。以下早川氏の見解は同論文による。

(6) 「古代の即位宣命」『柴田實先生古希記念 日本文化史論叢』一九七六年、八九〇頁。

(7) 吉川真司「後佐保山陵」『続日本紀研究』三三二、二〇〇一年、二五〇～七頁。

(8) 吉江崇「平安前期の王権と政治」『岩波講座日本歴史』第四巻、二〇一五年、四頁。

(9) 柳沼千枝「踐祚の成立とその意義」『日本史研究』三六三、一九九二年、三六～七頁。土井郁磨「讓位儀」の成立」『中央史学』一六、一九九三年、三八頁。藤森健太郎「平安期即位儀礼の論理と特質」『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九九四年、一四五頁。

(10) 相磯達夫「讓位宣命の基礎的研究」『白山史学』四二、二〇〇六年、八六頁。

(11) 『新日本古典文学大系 続日本紀』(岩波書店、一九九二年) における註では、「又天皇御命」以降が孝謙即位宣命とされている。

(12) 孝謙讓位宣命の特徴は、その宣告の対象が「親王諸王諸臣百官人等」とされており、対告者に天下公民を含んでいないことである。光仁讓位宣命(『続日本紀』天応元年(七八二)四月辛卯条)では、「天皇(我)御命(良麻等)詔大命(乎)親王等王等臣等百官(乃)人等天下公民衆聞食(止)宣。」と対告者に公民を含むようになり、平安時代の「讓國儀」では門外とはいえ六位以下の官人も参集するようになる(藤森健太郎「八世紀までの即位儀礼と朝賀儀礼」『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、二〇〇〇年、二〇五頁)とは言え、孝謙讓位宣命の対告者に天下公民が含まれず、宣告の対象が五位以上であったのは重要な問題である。前稿において明らかにしたように、天皇即位が群臣推戴から天皇の意思による讓位に転換するにあたって、即位宣命の対告者に天下公民を含み、群臣の首長としての天皇からう公民を含む良民共同体の首長としての天皇となることによつて、群臣を超越した權威を獲得したことによるからである。讓位の意思は、新天皇に直接節に語られていたことからすれば、讓位宣命が五位以上の貴族を対象としたことは、五位以上の官人貴族の天皇への人格的な依存による(坂上康俊「古代の法と慣習」『岩波講座 日本通史』第3巻 岩波書店、一九九四年、二二〇頁) 天皇と五位以上貴族との結合によるとも考えられる。しかしかつての天皇と

群臣との関係への回帰ではあり得ない。称徳天皇が空前の専制君主(吉川真司『聖武天皇と仏都平城京』講談社、二〇一一年、二八―二九頁)とされる前提には、天皇の貴族官人への權威の拡大による結合があったと考えられる。こうした結合は、後の摂関政治の前提になるように、天皇と貴族官人の国家機構を通じた結合によるものであり、そうした天皇の政治権力の行使が一個の人格によつて掌握・体现される専制国家の特徴による(石母田正『日本の古代国家』石母田正著作集三巻、岩波書店、二〇〇〇年、初出一九七一年、二二―頁。)と考えられるのである。

(13) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館、一九八六年、二二九―三四頁。

(14) 天智が定めた法を近江令とする議論で検討しておかなければならないのは、伊野部重二郎氏(『不改常典』小考)『続日本紀研究』一九二、一九七七年)の指摘である。

淳和即位宣命(淳和天皇御即位記)『続群書類従』第十輯下)は、
掛畏(岐) 明神坐。倭根子天皇(良) 我皇(乃) 此天日嗣高座之業(乎)
掛畏(岐) 近江大津(乃) 宮(尔) 御宇(之) 天皇(乃) 初賜(比)
定賜(部流) 法隨(尔) 仕奉(止) 仰賜(比) 授賜(比) 授賜(閉婆
頂(尔) 受賜(利) 懼(利) 進(母) 不知(尔) 退(母)、、恐(美) 坐(久
止) 宣天皇勅衆聞食。

とし、その意味は「嗟哉天皇が、天つ日嗣高御座の業を天智天皇が定めた法の随に仕え奉れと命ぜられ懼れ畏まっているという勅を聞け。」と考えられる。桓武即位宣命が「被賜(弓) 仕奉(止) 仰賜(比) 授賜(閉

婆」とするのに対して、淳和即位宣言は「仕奉（止）仰賜（比）授賜（比）授賜（閉婆）」とあり、「被賜（言）」が抜けているのである。伊野部氏は、桓武即位宣言の「随法」は「賜」に直接かかり、淳和即位宣言は「随法」は「仕奉」に直接かかることになるとする。さらに前者の場合は「賜」であるから「法」は皇位継承法であり、後者の「仕奉」の場合の「法」は天皇政治の基本法であるとしているのである。「被賜（言）」が抜けたのは、讓位とそれをうけた踐祚儀式と即位儀式が明確に分離したことによると考えられる。奈良時代には讓位と即位が同時に行われたと思われる、讓位宣言と即位宣言が分離したのは、先にみたように淳仁即位時である。さらに讓位とそれをうけた踐祚・受禪が、即位とは別の日に行われ明確に分離したのは桓武即位時であるとされる。さらに平城讓位時に讓位の儀がやや整備され、次の嵯峨讓位儀にいたって後々の儀式書にまで受け継がれていくような古例として成立したとされる（注（9）論文）。讓位の儀式が整備されるようにするとともに、即位宣言から讓位の意味が薄れることによって「被賜（言）」が抜けていったと考えられるであろう。このことによって「法」がどのように理解されるかは「仕奉」の内容にかかわることであり、後に述べることにする。

(15) 文武即位宣言において持統から文武への讓位は、「授賜（比）負賜（布）」と「授賜」という表現が使われている。聖武即位宣言においても元明から元正への讓位は「授賜」が使われている。淳仁即位宣言においても孝謙から淳仁への讓位は「此之仰賜（比）授賜（夫）」と「授賜」がつかわれている。春名宏昭氏（『太上天皇制の成立』『史学雑誌』九九一

二、一九九〇年 二七頁）の指摘によれば、本来の太上天皇制の下での天皇は、天皇位を新天皇に譲ると同時に太上天皇位を保証される。従って、結果としては、讓位をしても断絶することなく、天皇大権を終身保持できるとされる。さらに加藤麻子氏（『即位の変谷と律令天皇制』『史林』八八―二、二〇〇五年、二二頁。）は、太上天皇は、天皇と同様に大権を行使する。これは、八世紀には、天皇が空位を避けて新帝即位まで大権を維持し、加えて讓位儀式が未確立であったため、天皇と太上天皇との間に明確な線引きがされず、大権の放棄が明確でなかったことに関係すると考えられる。したがって、讓位した後も、太上天皇の権力行使の根拠は天皇と変わらなかったのである。重祚した称徳の即位記事が見えないもの、太上天皇と天皇に権限差がなく、即位により、大権発動を改めて示す必要がなかったためと考えられるとしている。元明即位宣言において、「関（母）威（岐）藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月（尔）。此食国天下之業（乎）日並所知皇太子之嫡子。今御宇（豆留）天皇（尔）授賜而並坐而。」「授賜而並坐」とされている（藤堂かほる「天智の定めた『法』について」『ヒストリア』一六九、二〇〇〇年、三〇頁）様に、「授」がこうした前天皇が権能を留保したまま次の天皇を即位させることに相応していたと考えられる。

(16) 武田佐知子氏（『不改常典』について『日本歴史』三〇九、一九七四年 五八頁）の指摘するように、厳密な、よりプリミティブな意味での「不改常典」は四例あるが、元明即位宣言中の二例はいずれもなく、聖武讓位宣言では、元正の言葉の中に引かれ、即位宣言には元正の詔の中に

元明の言葉として二重引用の形で出て来ており、聖武はその即位宣命や讓位宣命の地の文では使用していない。「不改常典」についての議論が収束しない一つの要因は、「不改常典」の語句が本来は元明天皇に由来する極めて限定的に使用されているにもかかわらず、その語句の印象から普遍的な意味を与えようとするところにあるのではないであろうか。

(17) 注(9) 柳沼論文、四二頁。

(18) 柴田博子「立太子宣命にみえる『食国法』」「日本古代国家の展開」上、思文閣出版、一九九五年、三二八頁。

(19) 森田悌「不改常典について」『日本律令制論集』吉川弘文館、一九九三年、二七頁。

(20) 堀江潔「法のまにまにあるべき政」考『日本史研究』五三〇、二〇〇六年、三三三頁。

(21) 石母田正前掲注(12)『日本の古代国家』、一九七〇年、八頁。

(22) 「仕奉と氏・職位」、「古代王権と政事」『日本古代の社会の国家』、一九九六年、初出ともに一九八六年、八〇～八九頁。

(23) 天皇の「仕奉」と考えられるものは、聖武即位宣命中に「天皇大命恐被賜仕奉者拙(久)劣而無所知。進(母)不知退(母)不知」、孝謙即位宣命中に「挂畏我皇天皇斯天日嗣高御座(乃)業(乎)受賜(可)仕奉(止)」とある。

(24) 「大化前代の服属儀礼と新嘗」『古代王権の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年、初出一九六二年、四四頁。

(25) 注(18) 柴田論文、三一九頁。

(26) 「違勅罪の歴史的展開と官人統制」『成蹊大学経済学部論集』第四一集一号、二〇一一年。